

奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、増加する外国人観光客の滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るため、奈良県における外国人観光客の受入環境整備にかかる経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国が定めた「旅行環境整備事業費補助金交付要綱」（平成30年3月28日国総支第61号、国鉄総第324号、国自旅第293号、国海内第186号、国港総第596号、国空事第1071号、国空業第164号、観参第293号。以下「旅行環境整備要綱」という。）別表2に規定する補助対象事業者として国から認められた者。
- (2) 国が定めた「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」（平成30年3月28日国総支第63号、国総物第144号、国鉄総第326号、国鉄都第178号、国鉄事第257号、国自旅第295号、国海内第188号、国湾総第598号、国空事第1073号、国空業第166号、観観産第830号、観参第295号。以下「訪日外国人旅行者受入環境整備要綱」という。）第4条又は、別表4に規定する補助対象事業者として国から認められた者。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、及び補助金の額は、次表に定めるものとする。

補助対象事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
前条第1号に規定する者	旅行環境整備要綱第2条第二号に規定する事業で国の補助対象となった事業	旅行環境整備要綱別表2に規定する補助対象経費	予算の範囲内において、補助対象経費から国庫補助金、奈良県以外の地方公共団体もしくは民間団体からの補助金、寄附金又は補助対象事業執行に伴い補助対象事業者が得られた収入を減じた額に2分の1を乗じた額(千円未満の端

			数があるときは、当該端数を切り捨てた額) 以内。
前条第 2 号に規定する者	訪日外国人旅行者受入環境整備要綱第 6 条第 1 項に規定する事業で国の補助対象となった事業	訪日外国人旅行者受入環境整備要綱別表 1 に規定する補助対象経費	予算の範囲内において、補助対象経費から国庫補助金、奈良県以外の地方公共団体もしくは民間団体からの補助金、寄附金又は補助対象事業執行に伴い補助対象事業者が得た収入を減じた額に 2 分の 1 を乗じた額(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) 以内。ただし、1 補助対象事業者に対して 100 万円を上限とする。
	訪日外国人旅行者受入環境整備要綱別表 4 のうち公衆トイレの整備・改良で国の補助対象となった事業	訪日外国人旅行者受入環境整備要綱別表 4 に規定する事業の区分で公衆トイレの整備・改良の補助対象経費	予算の範囲内において、補助対象経費から国庫補助金、奈良県以外の地方公共団体もしくは民間団体からの補助金、寄附金又は補助対象事業執行に伴い補助対象事業者が得られた収入の額を減じた額に 2 分の 1 を乗じた額(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) 以内。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金交付申請書(第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第 1 号様式 別紙 1)
- (2) 収支予算書(第 1 号様式 別紙 2)

(3) 国へ提出した要望書及び添付書類の写し（該当がある場合）

(4) 国へ提出した交付申請書及び添付書類の写し

(5) 国庫補助金の交付決定通知書の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第 5 条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条 2 項本文の規定により補助金にかかる消費税等仕入控除税額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

- 3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第 6 条 前条第 1 項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から 30 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第 7 条 補助事業者は、規則第 5 条第 1 項第 1 号の承認を受けようとするときは、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金変更承認申請書（第 2 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書（第 2 号様式 別紙 1）

(2) 収支予算書（第 2 号様式 別紙 2）

(3) 変更内容の概要がわかる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第 3 号様式）を

知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以下の増減（補助金の額に変更のないものに限る。）とする。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業報告（第4号様式 別紙1）
- (2) 収支決算書（第4号様式 別紙2）
- (3) 国へ提出（予定）する実績報告書及び添付書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金にかかる消費税等仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やか

に知事に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき

(3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、もしくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(取得の処分の制限)

第16条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度からの5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。